

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金のご案内

(第11期：令和3年8月27日～令和3年9月12日)

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、県の要請に応じて令和3年8月27日(金)午前0時から同年9月13日(月)午前5時までの間、対象施設の休業又は営業時間短縮に全面的に協力いただける事業者に対し、協力金を支給します。

1 対象となる事業者

食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けている施設を運営し、下記の要件を満たす事業者。

2 対象となる要件

◎令和3年8月26日(木)以前から開業しており、富谷市内の全ての店舗において、令和3年8月27日(金)午前0時から令和3年9月13日(月)午前5時までの期間中に、以下の協力要請に全面的に協力いただくこと。

A. 酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店・・・休業 (酒類又はカラオケの提供を取りやめる場合は時短営業も可能)

※従前より午前5時から午後8時までの時間の範囲内で営業しているAの店舗は休業した場合のみ協力金の対象

B. A以外の飲食店・・・午前5時から午後8時までの営業時間短縮

※従前より午前5時から午後8時までの時間の範囲内で営業しているBの店舗は協力金の対象外

◎「宮城県新型コロナ対策実施中ポスター」の取得及び掲示等をしていること。

※「みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」の認証店も要請の対象となる

3 支給額

1 施設あたり1日単価×17日間

【支給額の単価】店舗ごとに1日当たりの売上高を計算し、それをもとに単価を算出します。

		前年度又は前々年度の1日当たりの売上高		
		～100,000円	100,000～250,000円	250,001円～
中小企業者	A売上高方式	4万円/日 【支給額：68万円】	4～10万円/日 (1日の売上高の4割)	10万円/日 【支給額：170万円】
	B売上高減少方式	売上高減少額×0.4/日 ※20万円を限度とする		
大企業 (売上高減少方式)		売上高減少額×0.4/日 ※20万円を限度とする		

※中小企業者はA又はBのいずれかの算定方法を選択可。

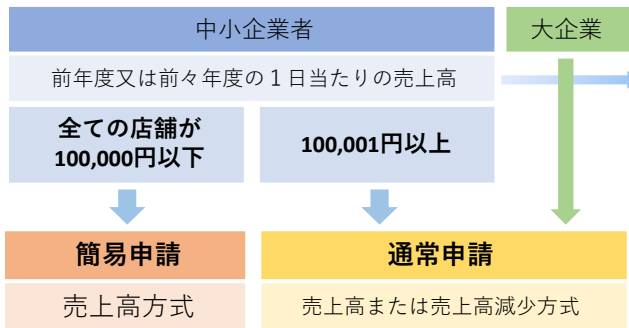
4 申請受付期間

令和3年9月13日(月) から 令和3年11月1日(月)まで

5 申請手続き

店舗ごとの売上高により申請方法が異なります。各申請方法(簡易・通常)に応じて必要書類を申請窓口までご提出ください。

■下記により申請方法をご確認ください



1日当たりの売上高の計算方法

以下のいずれかの方法により計算してください

9月方式	令和元年又は令和2年の9月の売上高÷30日
期間合計方式	令和元年又は令和2年の8月1日から9月30日の売上高の合計÷61日
時短要請日方式	令和元年又は令和2年の8月27日から9月12日の売上高の合計÷17日

△9月方式・期間合計方式により計算する場合は、9月分の売上高確定後に申請してください。

※令和2年8月27日以降に開店した店舗に対しては特例を設けています。詳しくは「申請の手引」をご覧ください。

※売上高は消費税・地方消費税、テイクアウト・デリバリー分を除く

富谷市ホームページに申請額計算の補助としてExcelシート(「店舗ごとの支給額計算補助シート」)を掲載しておりますので、ご利用ください。

必要書類は裏面をご確認ください

申請方法	必要書類
<p style="text-align: center;">簡易申請</p>	<p>(1) 交付申請書兼請求書（様式第1-3号）</p> <p>(2) 時間短縮営業を行った店舗の店舗情報シート（様式第1-3号別紙2）※申請店舗全て店舗情報シートに添付する書類 ①店舗の外観写真（入口・店名が確認できるもの） ②店舗の内観写真（お客様が飲食するスペースがわかるもの） ③休業又は営業時間短縮の実施状況がわかるもの（酒類又はカラオケの提供を取り止めた場合はその事実がわかるものも併せて添付） ④宮城県発行の「新型コロナ対策実施中ポスター」を掲示している様子がわかる写真</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: 150px;">①または②の写真で確認できる場合は添付不要です</p> <p>(3) 飲食店営業許可書の写し ※申請店舗全て <u>※令和3年4月5日～5月11日に時短営業を実施し、協力金の交付を受けている場合は省略可能</u></p> <p>(4) 申請者（法人の場合は代表者）の本人確認書類の写し ※写真がない書類の場合は本人確認書類を二つ提出してください。</p> <p>(5) 申請者（法人の場合は法人名義）の銀行口座通帳（表紙と通帳を開いた1・2ページ目）の写し</p> <p>【複数店舗で申請の場合】 (6) 店舗ごとの申請額一覧（様式第1-3号別紙1）</p>
	<p style="text-align: center;">通常申請</p>

※簡易申請の場合は提出不要です

※各種申請様式は市ホームページよりダウンロードいただけます。なお、申請者の状況により追加で書類の提出を依頼する場合があります。

6 申請書類提出先

【郵送の場合】 申請書類を下記の宛先に郵送ください。

※封書に「新型コロナ感染拡大防止協力金申請書類在中」と記入ください。

【持参の場合】 申請書類を市役所庁舎内に設置する専用ボックスに投函ください。



7 問い合わせ先

富谷市 経済産業部 産業観光課 〒981-3392 富谷市富谷坂松田30番地

電話：022-358-0524 FAX：022-358-2359 メール:sangyoukankou@tomiya-city.miyagi.jp